

「神奈川県最低賃金の改正のお知らせ」

関係者各位

標記について、令和2年9月2日付け神労発基0902第1号をもって神奈川県労働局長より周知の依頼がありました。

～～～神奈川県最低賃金の改正のお知らせ～～～

「雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。」

「使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。」

- 令和2年10月1日から、神奈川県最低賃金は**時間額 1,012円**（1円引き上げ）となります。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業所で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 次の賃金は、最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに各種支援策（助成金（注）を含む）、無料相談を用意しています。詳しくは下記の令和2年度神奈川県労働局委託事業/中小企業・小規模事業場等に対する働き方改革推進支援事業「神奈川県働き方改革推進センター」にお問い合わせください。

※働き方改革支援センター（ランゲート株式会社受託）

電 話：0120-910-090

メール：hatarakikata@mb.langate.co.jp

住 所：横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウエストビル 6階

担当 神奈川県労働局労働基準部賃金課

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57

横浜第2合同庁舎 8階 (TEL 045-211-7354)

(注)「業務改善助成金は、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。